

議案第45号関連資料  
明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 保険料賦課限度額の引き上げ(第19条の6の12関係)

(1) 目的

国民健康保険では、高所得者層に対する保険料負担について、受益との関連や納付意欲に与える影響等を考慮し、保険料負担の上限額となる賦課限度額が設けられています。

令和5年4月1日に国民健康保険法施行令が改正され、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額が20万円から22万円に引き上げられました。

この引き上げにより、高所得者層に応分の負担を求めることで、中間所得者層の負担緩和を図ることができるため、明石市国民健康保険条例においても同様の改正を図るものです。

(2) 概要

令和5年度における賦課限度額について政令の基準どおり、後期高齢者支援金等分を22万円に改正します。

	①基礎賦課分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分	計(①+②+③)
現行	65万円	20万円	17万円	102万円
改正	65万円	22万円	17万円	104万円
引上額	—	+2万円	—	+2万円

(3) 影響

対象世帯数…約750世帯(見込み)

保険料影響額…約1,380万円増加(見込み)

2 低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和(第23条関係)

(1) 目的

低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準について、これまでその対象であった者が物価上昇の影響等により対象から外れることのないよう、政令を基準として所得判定基準を緩和しようとするものです。

(2) 概要

令和5年度における5割及び2割減額措置に係る所得判定基準について政令の基準どおり、緩和します。

	5割減額	2割減額
現行	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(28.5万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(52万円×被保険者数)以下
改正案	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(29万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(53.5万円×被保険者数)以下

※減額措置に伴う保険料の減少分は保険基盤安定負担金により地方交付税措置されるため、財政運営上の負担が生じることはありません。

3 明石市国民健康保険運営協議会の答申

上記1、2については、令和5年度第1回明石市国民健康保険運営協議会へ諮問し、改正を承認する旨の答申を得ています。

4 施行期日

公布の日